

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和5年6月16日

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示案」について、令和5年5月10日から令和5年6月8日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、公示した案から一部形式修正を行いました。

通し 番号	御意見	御意見に対する考え方
1	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が5万円では安すぎるのではないのでしょうか。市場価格などの統計データを参考にして決めたものなののでしょうか。	金額については、公共建築工事標準単価や市場単価を用いて算定しております。 いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。